# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整	理号	<b>生2022</b> 0	- 1	経営管理権 (乙)	権の設定を	受ける市	町村	(名称) 札幌市長	秋元	克広		7	(所在地) 札幌市中央区北1条西2丁目		
整番		集2023-0	1万   程	E営管理	権を設定す 有者(F	「る森林の 甲)	森林所	(氏名又は名称)					(住所又は所在地)		
		乙丸	ぶ経営	管理権の	り設定を受	をける森林 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	木 (A)					to Ni the en less - the No.	木材の販売による収益から伐採等	乙が甲にDを	
番号	· 所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1					33			天然林広葉樹	67						
2	札幌市	前南区小金湯	589	98	70	原野	2. 7973	天然林広葉樹 (トドマツ)	36	2024. 2. 1	2034. 1. 31 まで	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
3					74			アカエゾマツ	36						
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

	Z	が経営管	き理権の	D設定を受	受ける森林	末 (A)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1				33			天然林広葉樹	67				
2	札幌市南区小金	589	98	70	原野	2. 7973	天然林広葉樹 (トドマツ)	36				
3				74			アカエゾマツ	36				
4												
5												
6												
7												
8												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 札幌市長 秋元 克広

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

この計画の同意を証するため本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有する。

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「o年」又は「oo年oの月oo日まで」と記載すること。

#### 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「森林整備等」という。)等を実施するもの。

#### (2) 受託者の義務

- の 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、森林整備等に係る範囲において経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - の 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
    - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
    - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
  - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ◎ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
  - の 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
  - □ 乙は、(1)、(14)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該 森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
  - 乙は、(1) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
  - ◎ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が (経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

#### (9) 森林保険

乙又は経営管理実施権者は森林保険に加入しない。なお、甲が森林保険に加入することを妨げるものではない。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- の 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき。
- ® 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき。
- の 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

#### (11) 損害の賠償

- の 乙は、乙の青めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- の 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (13) 甲の通知及び届出
  - 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なくてに申し出るものとする。

#### (14) 経営管理実施権配分計画の作成

- □ 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求める ことができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ① 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該 経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

#### (15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容					
	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>					
0	札幌市南区小金湯		98	33, 70, 74	経営管理実施権者が以下のとおり経営管理を行うものとする。 (1) 基本的な考え     公益的機能が発揮できていない98林班70小班、74小班における人工林を対象に、公益的機能を発揮させるために 経営管理することを基本とする。     また、森林整備等にあたっては、札幌市森林整備計画に適合し、森林の有する多面的機能の維持増進に努めるものとする。     なお、98林班33小班における天然林について、必要に応じて整備(間伐)をすることも可能とする。     なお、98林班33小班における天然林について、必要に応じて整備(間伐)をすることも可能とする。     なお、98林班33小班における天然林について、必要に応じて整備(間伐)をすることも可能とする。     なお、98林班33小班における天然林について、必要に応じて整備(間伐)をすることも可能とする。     また、事業計画書を更かられば事前に協議した上で、乙に提出するものとする。     また、事業計画書で変更があれば事前に協議した上で、乙に提出するものとする。     金林整備に着手する年度においては、当該年度分の実施計画書(作業の内容や位置、作業・連絡     本制、収支見込み等)を着手する3カ月前迄に作成し、事前に協議した上で、乙に提出するものとする。 (3) 報告書     毎年3月末までに、当年度の実施報告書(作業の内容や位置、収支結果のほか、経営管理実施配分計画に記載された事項が適切に履行されていることが確認できる内容とする)を作成し、事前に協議した上で、乙に提出するものとする。 (4) 境界     作業可能な範囲は、境界の目安として乙が指定する公図の境界から10m以上内側の範囲とする。やむを得ず、10m以内の範囲とおいて作業を行う場合は、位置や作業内容、理由等を明確化し、実施計画書等にて乙と事前に協議するものとする。     作業の安全性、作業性の確保の観点から拡幅する場合は、位置や仕様、理由等を明確化させ、実施計画書等にて乙と事前に協議するものとする。     の 山土場を整備する場合は、周囲の環境に十分配慮した上で必要最低限の規模とし、位置や仕様等を明確化させ、実施計画書等にて乙と事前に協議するものとする。     本林作業道の整備にあたっては、隣地との間に十分な緩衝帯を設けるものとし、実施計画書等にて乙と事前に協議するものとする。					

	対象森林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容						
① 札幌市南区小金湯	589 98	33, 70, 74	(6) 伐木						

# 別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	床		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	<ul> <li>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;         <ul> <li>(1. 甲に支払われるべき金銭がある場合の額の算定方法)</li> <li>○ 甲に支払われるべき金銭の額は、「2. 木材の販売収益の額の算定方法」により算出された額から「3. 伐採等に要する経費の算定方法」により算出された額を登除した額とする。</li> </ul> </li> </ul>
(O)	札幌市南区小金湯	589	98	33, 70, 74	○ 複数の筆を一団の森林整備として経営管理実施権配分計画を策定する場合は、一団全体の収益を公図の面積によって按分し、各森林所有者へ還元することを基本とする。 ※ 筆ごと樹種等の違いがあり売払い単価が異なる場合でも、木材を搬出するための森林作業道作設等の共有の必要経費があることや、また森林所有者ごとに木材を売り分けることは民間事業者の負担増(必要経費の増大による利益減)となる等を考慮し、面積按分とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 間伐に係る経費の野定方法) ○ 間伐に係る経費の野定に係る経費のほか、その他経営管理に要する必要経費(森林調査、森林作業道作設、鳥獣害防止対策等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。ただし見積額の算定時と比べて最新の労務単価の増高が見られる場合は、その比率を乗じたものとすることを可能とする。 (4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者は、販売収益から、将来的な森林作業道の整備費その他経営管理に要する経費を差し引き、甲からの預り金として管理することができる。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。

## 別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

## (経営管理実施権が設定される場合)

## <時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。ただし、甲と乙が認めた場合は、この限りではない。

## <相手方及び方法>

o 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

## (経営管理実施権が設定されない場合)

## <時期>

o 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

#### <相手方及び方法>

o 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。



